

(目的)

第1条 この要綱は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金(以下「訓練促進資金」という。)を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 訓練促進資金の貸付けは、社会福祉法人青森県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行うものとする。

(貸付対象者)

第3条 訓練促進資金の貸付対象者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「高等職業訓練促進給付金」という。)の支給を受ける者であり、かつ、原則として青森県内に住民登録をしている者であって、養成機関修了後、青森県内において第11条第1項第1号に規定する業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しようとする者とする。

(貸付金の種類及び貸付額)

第4条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 貸付額は、入学準備金については、500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

(貸付利子)

第5条 訓練促進資金の貸付利子は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

(貸付けの申込み)

第6条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者(以下「訓練促進資金貸付申込者」という。)は、居住する市町村を所管する福祉事務所を経由して、訓練促進資金貸付申請書(様式第1号)及び高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写しに世帯全員の記載のある住民票を添えて県社協会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(貸付けの決定等)

第7条 会長は、前条の規定により訓練促進資金貸付申請書を受理したときは、訓練促進資金による貸付けを行うかどうか決定しなければならない。

- 2 会長は、訓練促進資金の貸付けを行うことを決定したときは、訓練促進資金貸付決定通知書(様式第2号)を訓練促進資金貸付申込者に交付しなければならない。
- 3 会長は、訓練促進資金の貸付けを行わないことを決定したときは、訓練促進資金貸付不承認決定通知書(様式第3号)を訓練促進資金貸付申込者に交付しなければならない。
- 4 第2項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに社会福祉法人青森県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約書(様式第4号)(以下「契約書」という。)に印鑑証明書を添えて会長に提出し、契約を交わすものとする。

(連帯保証人)

第8条 訓練促進資金貸付申込者が、保証人を立てる場合は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条の規定による延滞利息を包含するものとする。ただし、訓練促進資金貸付申込者が、未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

- 2 連帯保証人は、訓練促進資金貸付申込者と同一市町村に居住する者とする。ただし、訓練促進資金貸付申込者の世帯の状況から同一市町村に居住する連帯保証人が得られない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 本事業により貸付けを受けた者(以下「被貸付者」という。)が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長に連帯保証人変更願(様式第15号)を提出し、承認を受けなければならない。

(貸付けの方法等)

第9条 会長は、第7条第4項の規定により契約を交わしたときは、契約書で定める交付日に一括で訓練促進資金を交付しなければならない。

- 2 訓練促進資金貸付金の交付は、訓練促進資金貸付申込者又は訓練促進資金貸付申込者の法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みにより行うものとする。

(貸付契約の解除)

第10条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 会長は、被貸付者が貸付契約の解除届(様式第5号)により訓練促進資金の契約期間中

に貸付契約の解除を申し出たときは、その貸付契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第 11 条 会長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に就職し、青森県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上とする。）引き続き業務に従事したとき。

ただし、他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間（以下「返還免除対象期間」という。）中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続することができなくなったとき。

2 被貸付者が、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により養成機関を修了した日の属する年度（以下、「修了年度」という。）に資格取得のための国家試験（以下「試験」という。）を受験できなかった場合又は当該試験に合格できなかった場合において、当該被貸付者からの申請「受験予定申出書」（様式第 6 号）に基づき次年度の試験を受験する意思があると会長が認めた場合における第 11 条第 1 項第 1 号及び第 13 条第 1 項第 2 号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」とあるのは「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」とする。

3 試験に合格した被貸付者（修了年度の翌年度の試験に合格したものを除く。以下同じ。）が、養成機関を修了した日から 1 年以内に、県内において返還免除対象業務に従事することができず、かつ、その業務以外の業務に従事した場合において、当該被貸付者から養成機関を修了した日から 2 年以内に県内において返還免除対象業務に就く旨の申出があるときにおける第 1 項第 1 号及び第 4 項、第 13 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、「1 年以内」とあるのは、「2 年以内」とする。

4 被貸付者のうち、養成機関を修了し、資格取得した日から 1 年以内に、県内において、返還免除対象業務に就き、及び引き続きその業務に従事した者が、他種の養成機関での修学又は災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由のためその業務に従事せず、かつ当該修学をした期間又は当該理由の継続する期間経過後、引き続いて再び青森県内において返還免除対象業務に就き、及び引き続きその業務に従事した場合においては、その者を先の返還免除対象期間と後の返還免除対象期間とを通じ、引き続き返還免除対象業務に従事した者とみなして第 1 項第 1 号規定を適用する。

5 被貸付者は、第 1 項第 1 号の規定による返還の債務の免除をうけようとするときは、返還債務免除申請書（様式第 7 号）に業務従事期間満了報告書（様式第 8 号）を添えて会長に提出しなければならない。

6 被貸付者は、「業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき」の規定により、返還の債務の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書に医師の診断書を添えて会長に提出するものとする。

ただし、被貸付者が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が提出するものとする。

7 第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の申請は、当該修了年度の試験を受けることができなかつた場合にあつては当該試験の期日の翌日から起算して1月以内に、当該試験に合格できなかつた場合にあつては当該試験に係る法令の施行規則に規定されている公告のあつた日の翌日から起算して1月以内に、受験予定申出書を会長に提出して行うものとする。

8 会長は、第5項若しくは第6項又は第15条第3項の規定により返還債務免除申請書を受理したときは、返還の債務の全部又は一部を免除するかどうか決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第12条 被貸付者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を記載事項変更届（様式第9号）により会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき。
- (5) 訓練促進資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があつたとき（第8条第3項に該当するときは除く。）

2 被貸付者は、その業務に就き、又はその就業先若しくは就業地を変更し、若しくはその業務に従事しないこととなつたときは、業務従事届（様式第10号）又は業務等変更届（様式第11号）を速やかに会長へ届け出なければならない。

3 連帯保証人は、被貸付者が死亡したときは、速やかに被貸付者死亡届（様式第16号）を会長に提出しなければならない。

（返還）

第13条 被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するときは（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から48か月（第14条第1項及び第2項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）以内に貸付金を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

- (2) 被貸付者が、養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に青森県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 被貸付者が、従事期間が5年に達する前に返還免除対象業務に従事しないこととなったとき。(業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のためその業務に従事できなくなったときを除く。)
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項第2号の規定による訓練促進資金の返還について準用する。
- 3 被貸付者(被貸付者が死亡したときは、連帯保証人。次項において同じ。)は、第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに返還計画書(様式第12号)を会長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により返還計画書を提出した被貸付者が、訓練促進資金貸付金の返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更届(様式第13号)を会長に提出しなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 会長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、返還債務履行猶予申請書(様式第14号)の提出があったときは、次の当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
 - (2) 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 2 会長は、被貸付者が次の各号に該当する場合であって、返還債務履行猶予申請書の提出があったときは、貸付金の返還の債務の履行が困難であると認められる場合において、次の当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 青森県内において返還免除対象業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 会長は、返還債務履行猶予申請書を受理したときは、貸付額の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき。
返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 青森県内において返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

2 前項の規定による裁量免除の額は、第11条第1項第1号に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を貸付額に乗じて得た額とする。

3 被貸付者は、第1項の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書を会長に提出しなければならない。

(従事期間の計算)

第16条 従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から返還免除対象業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子)

第17条 会長は、被貸付者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(会計)

第18条 本事業による貸付けの業務を行うに当たっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において、本事業の会計経理を明確にしなければならない。

2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。

4 本事業を廃止した場合の返還金は、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された貸付金の10分の9に相当する金額を青森県に返還するものとする。

5 会長は、毎会計年度当初に貸付事業計画書並びに貸付金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、青森県知事の承認を得なければならない。

(借受人等の責務)

第 19 条 被貸付者は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 被貸付者及び保証人は、県社協からの貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(報告)

第 20 条 会長は、本事業による貸付けの業務の状況について、貸付事業報告書を作成し、毎会計年度終了後 2 月以内に、青森県知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 7 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。